

第5回（令和2年度第4回）小金井市男女平等推進審議会

令和2年10月8日（木）午後5時30分

場所：市役所第一会議室

次 第

議 題

- (1) 男女共同参画施策の推進について
推進状況報告書に対する評価及び意見について
- (2) （仮称）第6次男女共同参画行動計画（素案）について
- (3) 市民懇談会について
- (4) その他

（配付資料）

資料1 （仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画（素案）

資料2 市民懇談会の概要について

資料3 （仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画策定に向けた
市民懇談会資料

参考資料

(仮称) 小金井市 第 6 次男女共同参画行動計画

【素案】

令和 2 年 9 月

男女平等都市宣言

平成8年12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生をおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

は じ め に

小金井市長 ○○ ○○○

<目 次>

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の性格	6
4 計画の期間	7

第2章 小金井市の現状

1 人口等の推移	11
2 アンケート結果概要	16
3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	20

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 計画の体系	31

第4章 施策の展開

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年に策定、平成27年には男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っているほか、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など、取り組まなければいけない課題は多く、今後も一層の取組が求められます。

こうした現状を踏まえ、本市では、第5次男女共同参画行動計画期間中に改正された法律やや社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

【持続可能な開発目標 “SDGs”】

持続可能な開発目標 “SDGs (Sustainable Development Goals)” は、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2015年(平成27年)9月に国連サミットにおいて全会一致で採択され、2030年(令和12年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)が設定されました。17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」公布・施行】(2018年(平成30年)5月)

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正】

(2019年(令和元年)5月)

2015年(平成27年)9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年(令和元年)5月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、パワー・ハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

【「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行】
(2020年(令和2年)3月)

2020年(令和2年)3月に、昨今の虐待相談件数の急増等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置が講じられ、DVと児童虐待への対応についても、連携した協力体制のさらなる充実が求められました。

【「婦人保護事業の運用面における見直し方針」の検討】(2019年(令和元年)6月)

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年(平成30年)からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討がすすめられました。厚生労働省は、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」をとりまとめ、当面の対応として、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面の改善について、速やかに取り組むこととし、今後も必要な見直しに向けた調査研究を進めていくこととされています。

【東京都性自認及び性的指向に関する基本計画】(2019年(令和元年)12月)

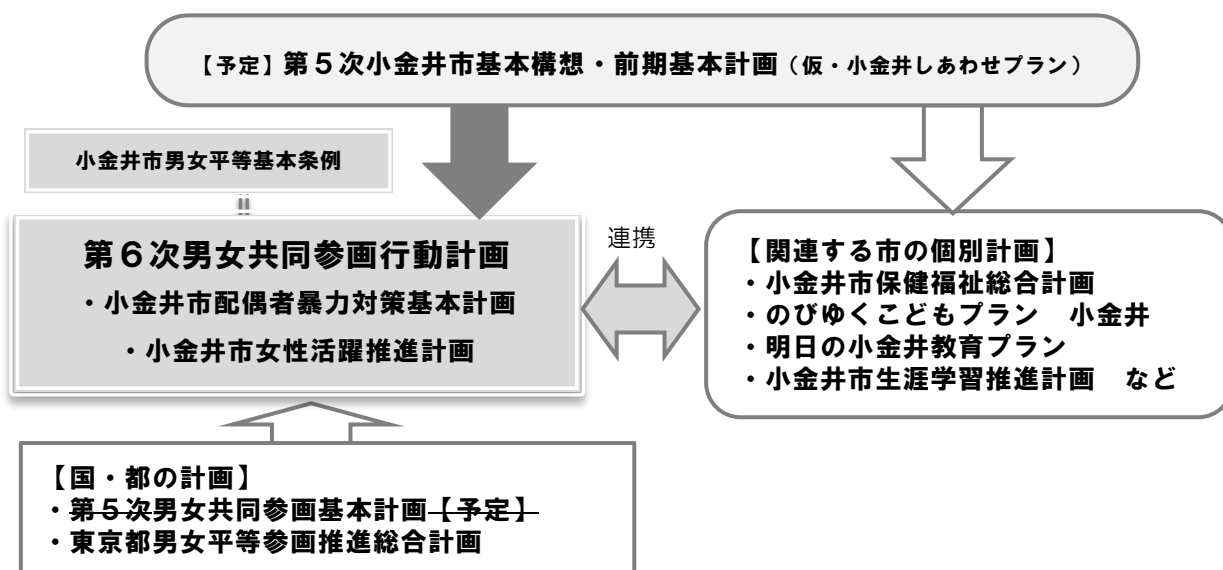
2018年(平成30年)10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることと明記されました。東京都では、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにするため、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- 本市の第5次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）の個別計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項（DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

3 計画の性格

- 本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- 本計画は、本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- 本計画は、市民意識調査結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

（計画の期間）

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第5次男女共同参画行動計画				第6次男女共同参画行動計画				
第4次小金井市基本構想				第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）【予定】				
後期基本計画				前期基本計画				
（国）第4次男女共同参画基本計画				（国）第5次男女共同参画基本計画【予定】				
（都）東京都男女平等参画推進総合計画								

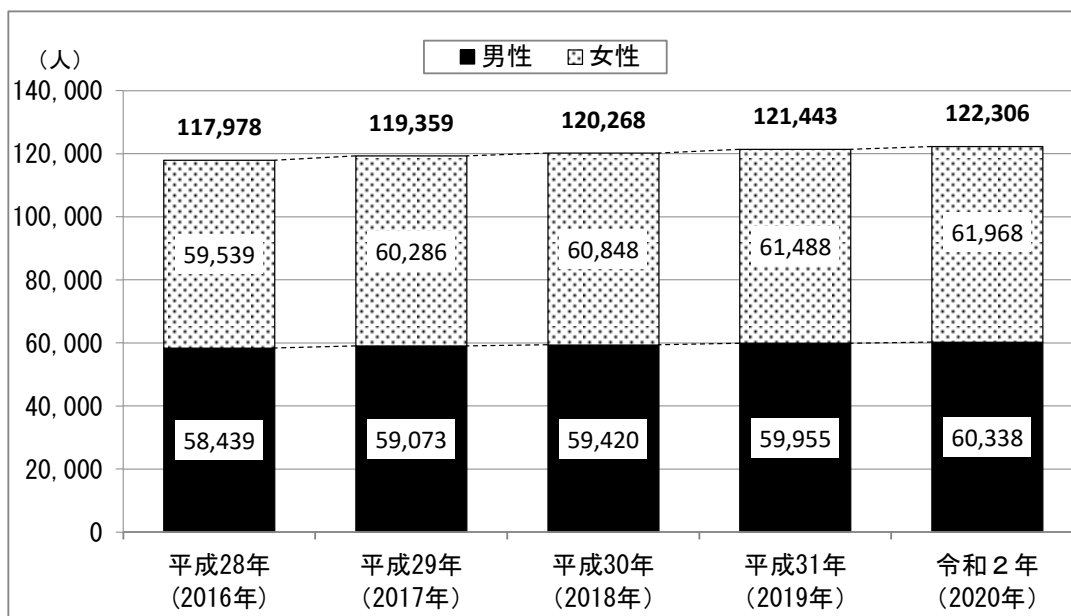
第2章

小金井市の現状

第2章 小金井市の現状

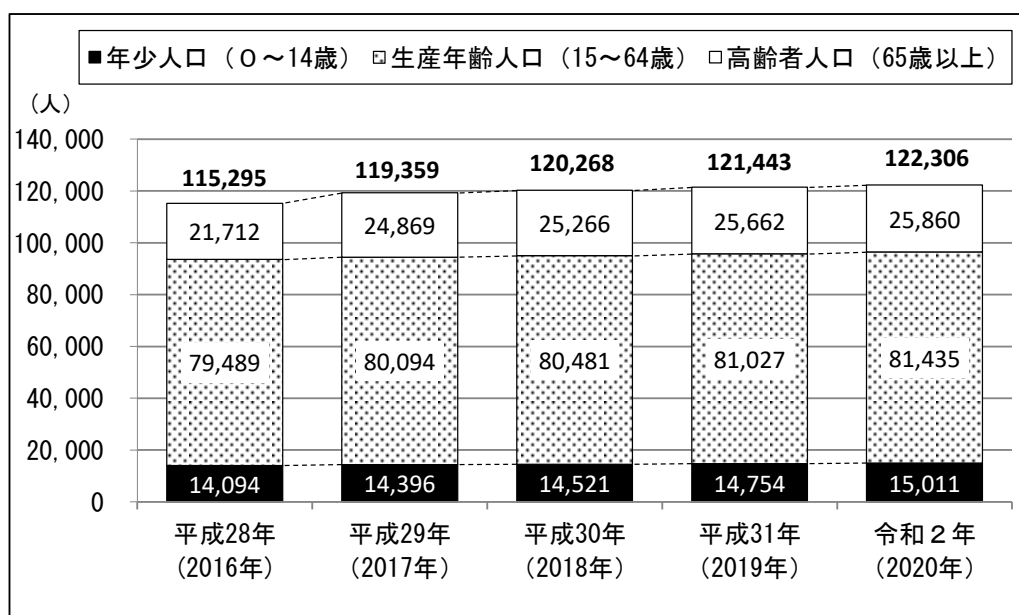
1 人口等の推移

(1) 人口の推移



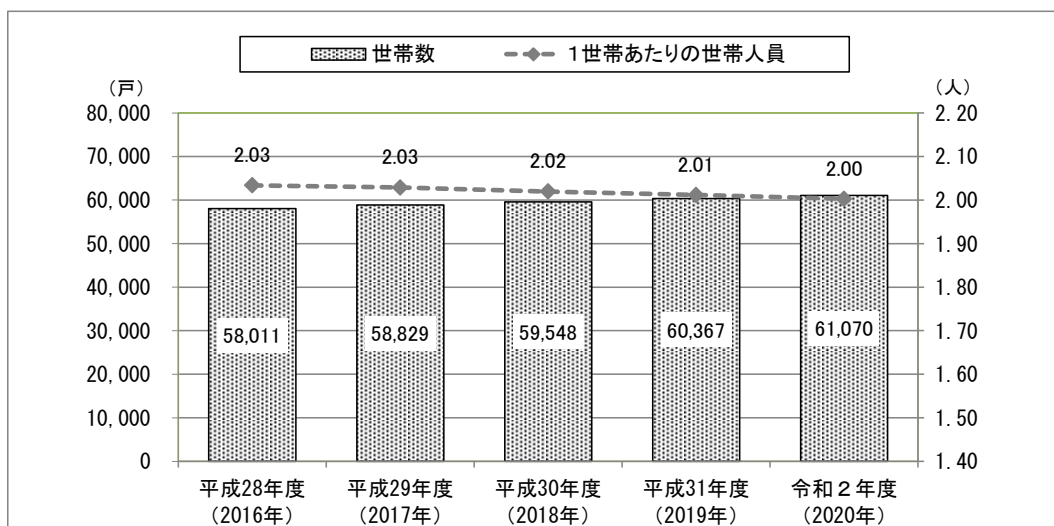
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移



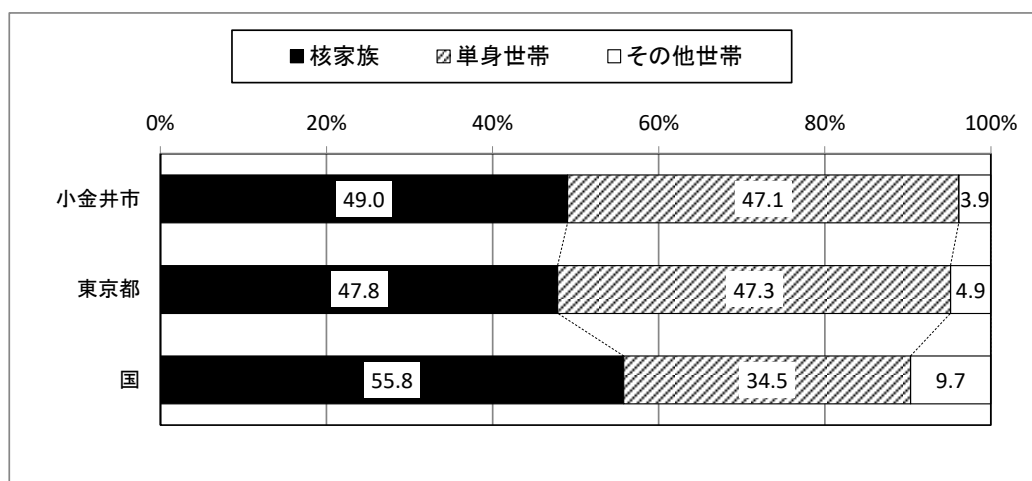
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 世帯の推移 (住民基本台帳)



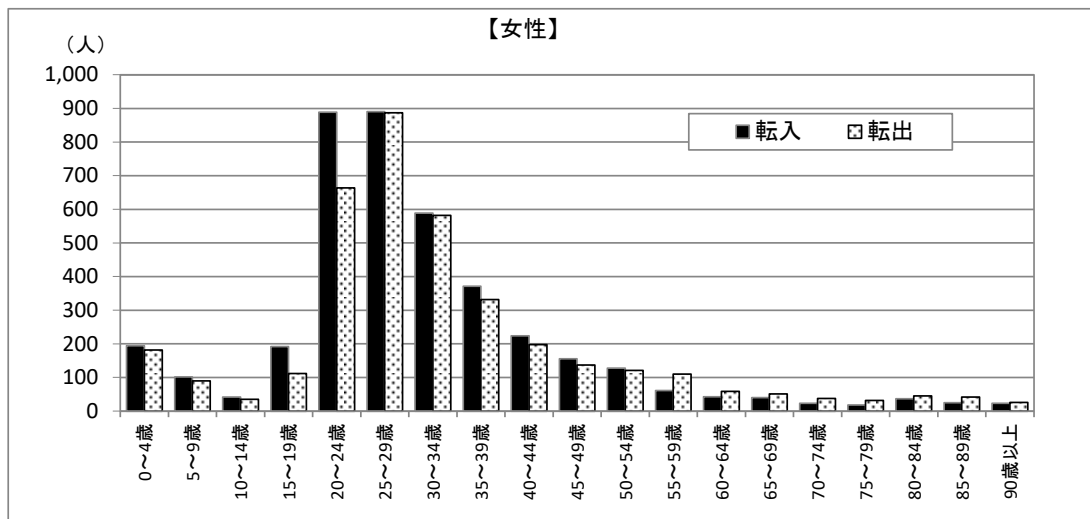
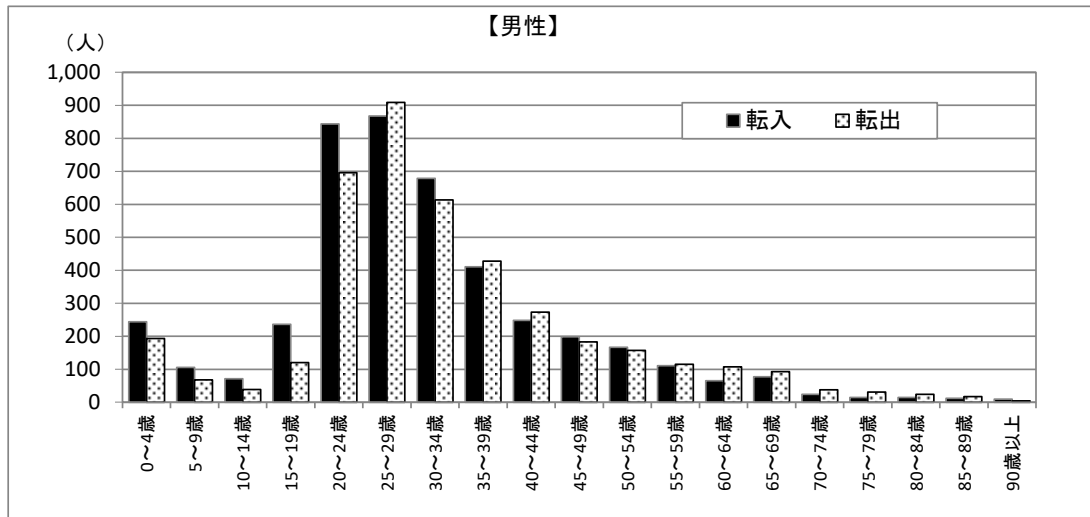
資料：住民基本台帳 (各年1月1日)

(4) 家族類型



資料：国勢調査 (平成27年)

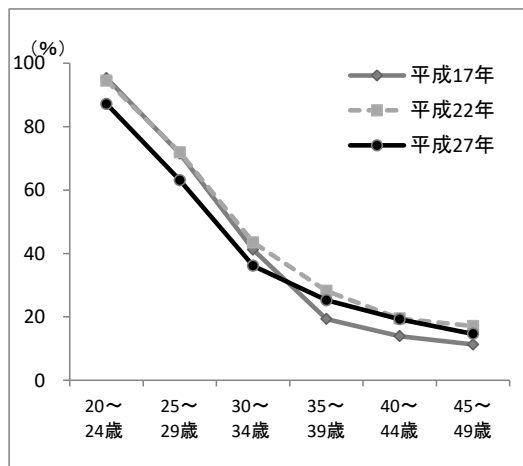
(5) 転入・転出数



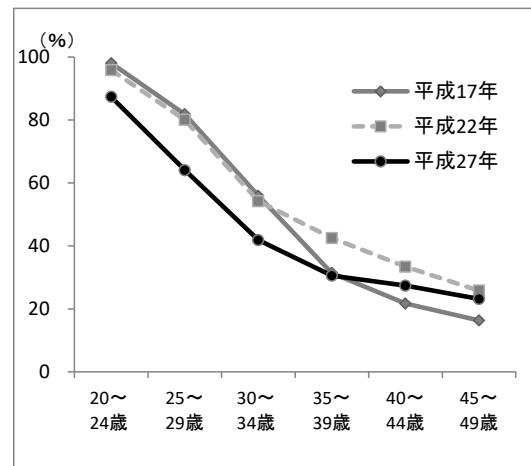
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

(6) 未婚率の推移

【女性】

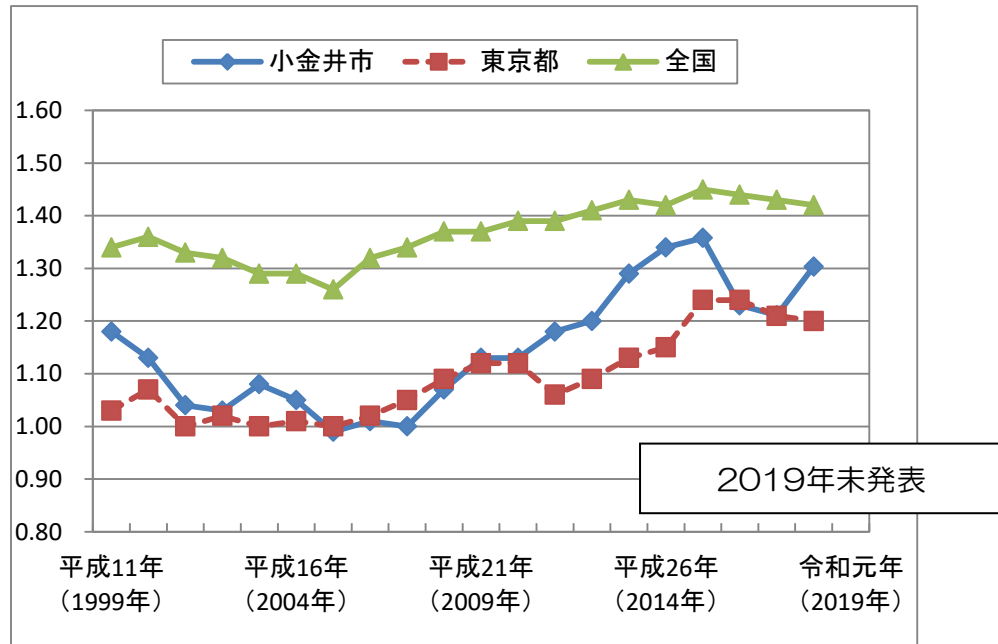


【男性】



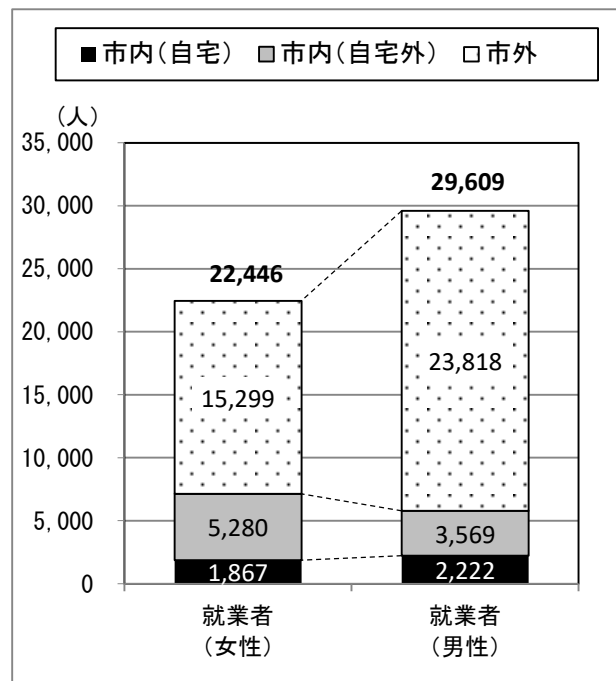
資料：国勢調査（平成27年）

(7) 合計特殊出生率の推移



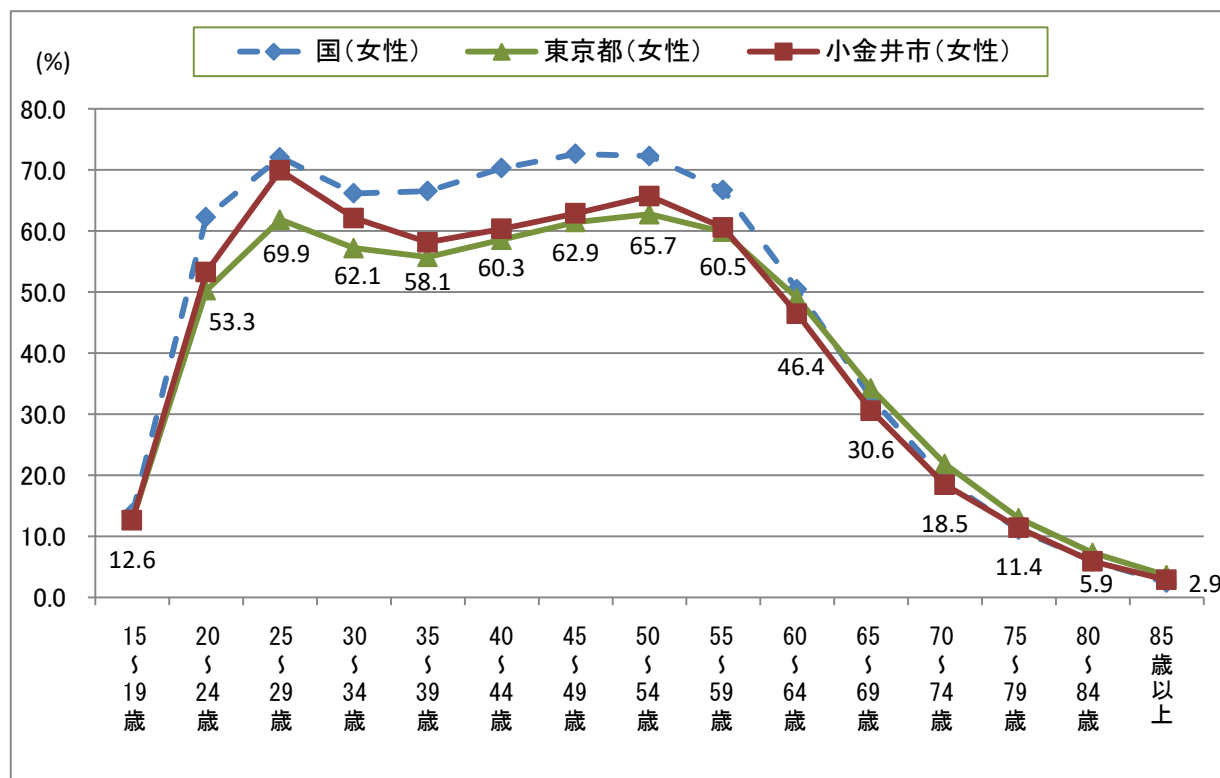
資料：全国、東京都—厚生労働省人口動態統計
 小金井市—東京都福祉保健局

(8) 就業の状況



資料：国勢調査 (平成27年)

(9) 女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：国勢調査（平成27年）

2 アンケート結果概要

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

【調査実施概要】

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人

調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）

回収結果：711票／2,000票（有効回収率：35.6%）

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

① 1日あたりの家事と仕事に携わる時間

- ・平日に家事に携わる時間は、女性で「3時間以上」が43.6%、男性では「1時間以上」が23.5%となっている。共働きの状況別でも、女性共働きでは「1時間以上～3時間未満」が4割半ばに対し、男性共働きでは「30分以上～1時間未満」が4割で最も高く、就業状況に関わらず、女性が家事に多くの時間を割いている。

② 生活における優先度（現状・理想）

- ・生活における現実（現状）の優先度は、女性では「『家庭生活』を優先している」、男性では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が3割近くとなっているが、理想の生活の優先度は、男女とも「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっている。

③ 男女の性別による役割分担意識

- ・男女の性別による役割分担意識は、男女とも《反対》が《賛成》を上回っており、平成28年調査と比較すると、全体で《賛成》の割合は今回調査が平成28年調査よりも低くなっており、特に男性で低くなっている。

④ 女性の就労継続のために必要なこと、男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なこと

- ・女性の就労継続のために必要なことは、全体で「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が83.8%で最も高くなっているが、平成28年調査と比較すると、全体で「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。
- ・男女ともに働きやすい社会をつくるために必要なことは、男女とも「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が最も高くなっており、女性の就労継続のために必要なことと同様に働き方改革の推進が求められている。

(2) 子育て・介護について

① 子育ての経験と携わる時間

- ・平日の子育てに携わる時間は、女性で「5時間以上」が40.4%で最も高く、男性では、「1時間未満」が77.7%となっている。共働きの状況別でみると、「5時間以上」は女性が男性よりも35ポイント高く、就業状況に関わらず、女性が子育てに多くの時間を割いている。

② 子どもを産み育てやすい環境

- ・子どもを産み育てやすい環境は、「認可保育園など保育施設の拡充」が72.9%で最も高く、職業別でみると、女性有職者、男性有職者とも「認可保育園など保育施設の拡充」が7割以上で高くなっている。

③ 男性の家事・育児の参加について

- ・男性の家事・育児参加は、全体で「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が67.8%で最も高く、平成28年調査と比較すると、今回調査が平成28年調査よりも高くなっている。

④ 育児・介護休業制度の利用意向

- ・育児休業の利用意向は、「利用したい」は女性が69.5%、男性が41.3%で女性が男性より28ポイント高くなっている。「利用したいが利用できそうにないと思う」は男性が女性よりも高くなっている。
- ・育児・介護休業を利用できない・したくない理由は、「職場に休める雰囲気がないから」が60.7%で最も高い。

⑤ 介護してほしい人

- ・自分に介護が必要になった場合、介護してほしい人は、女性では「施設や介護サービスの職員」が46.2%で最も高いが、男性では「配偶者・パートナー」が49.5%で最も高くなっている。
- ・介護が女性となりがちな理由は、全体で「男性が介護する場合、家計の収入が大きく減ってしまうから」が60.9%で最も高くなっている。

(3) 地域活動・社会活動について

① 地域活動への参加について

- ・地域活動への参加状況は、「特に参加していない」が男女ともに多いが、特に男性が多い傾向にある。
- ・男女がともに地域活動に参加するために必要なことは、「健康であること」が55.6%で最も高くなっているが、「家事や育児、介護等を男女で分担することにより、お互いが外に出られる条件をつくること」の割合は女性が男性よりも高くなっている。

(4) 人権について

① DVの被害経験

- 配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上となっているが、被害、加害、見聞といった何らかの経験がある場合では、全体で「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22.1%となっている。DVの経験を内容別にみると、被害経験は、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」で、男女ともに他の暴力と比較して高いが、女性が9.9%で男性（4.3%）よりも6ポイント高くなっている。加害経験は、おおむね男性が女性を上回っており、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」は男性が5.9%となっている。見聞経験は、「殴る、蹴るなど」で女性が10.9%で男性（5.2%）よりも6ポイント高くなっている。

② DV被害の相談について

- DV被害の相談有無については、「相談した」は女性が30.5%、男性が11.5%となっている。《相談しなかった》は女性が48.4%、男性が60.3%で、男性が女性より12ポイント高くなっている。
- 相談しなかった理由は、全体で「相談するほどのことではないと思った」が41.1%で最も高いが、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合は男性が女性よりも高くなっている。

③ DV防止や被害者支援のために必要な対策

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援のために必要な対策は、「被害者の安全確保対策を充実させる」が66.5%で最も高く、次いで「被害者のための相談を充実させる」、「法律による規制の強化や見直しを行う」が続いている。

④ 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組

- 性的マイノリティの方に対して必要だと思う取組は、「市民や企業等に対して理解促進を図る」が77.2%で最も高く、次いで「学校や、市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等の充実を図る」が66.2%となっている。

(5) 男女共同参画の推進について

① 各分野の男女平等観

- 各分野の男女平等観は、“政治の場”、“社会通念・慣習・しきたりなど”、“社会全体として”が《男性優遇》で高くなっている。また、国（内閣府）と比較すると、「男女平等である」はすべての分野で小金井市が国を下回っている。

② 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- 小金井市のこれまでの施策・取組で「知っている」はいずれも1割未満となっている。が、「聞いたことがある」をあわせた《認知》でみると、“男女平等市宣言（平成8年12月に宣言）”、“男女共同参画講座（公民館）”、“こがねいパレット”、“小金井男女平等基本条例（平成15年施行）”、“不平等や差別に対する苦情・相談窓口”が2割台となっている。

③ 男女共同参画に関わることばの認知状況

- 男女共同参画に関わることばで「知っている」は、各種ハラスメントが7割以上と高くなっている。《認知》でみると、各種ハラスメントは9割台、“男女雇用機会均等法”、“LGBT（性的マイノリティ）”、“育児・介護休業法”が8割台で高くなっている。

④ 施策要望

- 男女平等社会を実現するための市の施策として今後どのようなことが重要かでは、「子育て支援策の充実」が64.7%で最も高く、次いで「女性が働きやすい環境づくりの促進」、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が続いている。平成28年調査と比較すると、全体で「学校で平等意識を育てる教育の充実」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」の割合は今回調査が平成28年調査よりも高くなっており、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発」は特に女性で今回調査が高くなっている。

3 第5次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第5次男女共同参画行動計画期間（平成29年度～令和2年度）における主な取組を、前期計画の目標ごとにまとめました。

目標1

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

《主な取組》

人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等意識の浸透と定着に向けた取組として、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット（講演会及び賛同する団体の展示）」を開催し、各種講演会への参加を通して男女共同参画の意識啓発や、多様性への理解促進を図るために、職員研修の実施や情報提供を行いました。また、男女共同参画情報誌「かたらい」では、公募の市民編集委員とともに男女共同参画推進に向け、様々な情報を発信し、人権週間には市民に人権啓発標語入りボールペンを配布するなど、人権意識を広く啓発する取組を進めました。

《主な取組》

男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性による固定観念に縛られない意識づくりを進めるため、市が発行する刊行物等で適切な表現を使用するよう、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を研修時に活用し、「男女共同参画の視点からの表現に係る調査」を毎年度行い、周知を図りました。また、人権尊重における相談対応の充実を図るため、男女平等を阻害する苦情、相談に対しては、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うよう体制を整備しました。

《主な取組》

暴力の未然防止の意識づくり

暴力の未然防止の意識づくりを図るため、市施設での相談カードの配布や配架を行い、DV防止の普及啓発のパネル展の開催や、DV相談窓口の周知を図りました。また、若い世代に対しても、市役所でリーフレット「知っておきたいデートDV」の配架や、市報・市ホームページへ掲載するなど、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を進めました。成人式においても、新成人に配布する「新成人のみなさんへ」にDV及びデートDVの相談先を記載し周知を図りました。

《主な取組》

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実

配偶者等からの暴力における相談・連携体制の整備・充実を図るため、DV等相談担当職員は関係機関の研修会等に参加し、DV等に関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上を図るよう努めました。また、DV等被害者の支援のため、関係各課における情報共有や関係機関との連携強化に努め、関係機関情報交換会にて、都、警察、他市とDV等被害者の支援について情報共有を図りました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、こがねいパレットの認知度は第5次計画策定時から大きな変化はなく2割超え、情報誌「かたらい」の認知度は第5次計画策定時から増加傾向にあるものの、1割台半ばと認知度は依然として低いことが伺えます。
- また、相談事業の認知度も、女性総合相談が1割台半ば、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が約2割と依然として低いことが伺えました。
- 今後、各種啓発事業は取組を進めながら認知度向上に努めることと、相談事業についても認知度向上に向けて普及啓発を進めることが必要です。

《主な取組》

働く場における男女平等の推進

働く場における男女平等の推進を図るため、男女共同シンポジウム、こがねいパレット、男女共同参画情報誌「かたらい」及び啓発チラシ、市報や市ホームページ等を使用しての様々な情報提供や、イクボス宣言を行うなど、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進のため普及啓発に努めました。

《主な取組》

家庭における男女平等の推進

家庭における男女平等の推進を図るため、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を実施し、男性の家事・育児参加を促進することを目的に父親向け交流事業を実施しました。男性の育児参画を促し、女性の育児負担の軽減や子育てを主体的に実施する意識啓発につなげています。

《主な取組》

女性の就労に関する支援

女性の就労に関する支援を行うため、就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩などの関係機関と連携し、女性のための就職支援講座を開催しました。また、安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性の人材育成や登用を促進するよう、市内事業所への情報提供や「こがねい仕事ネット」に就労支援等に関する情報を掲載し、ポケット労働法を配布し関係法令の情報を周知しました。

【まとめ・今後の課題】

- アンケート調査結果をみると、子育てに携わる時間は女性が長く、共働きの場合も女性が携わる時間が長い傾向にありました。男性の家事・育児参加についての結果をみると、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も多くなっており、平成28年調査時よりも増加傾向にあります。父親向けの交流事業等への参加者数からも一定の効果が出ていることから引き続き、男性の家事・育児参加の促進を図ることが必要となります。
- また、家事に携わる時間も女性が長く、共働きの場合においても女性が携わる時間が長い傾向にありました。女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数以上を占めています。今後も継続して女性の就労に関する支援に取り組み、女性の社会進出や家庭、働く場における男女共同参画の推進に努めます。

《主な取組》**男女共同参画を推進していくために**

多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、女性委員の登用促進について要請したり、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち、男女共同参画を実践するための庁内環境づくりを進めてきました。人材育成に向けた取組では、「小金井市人材育成基本方針」に基づき、女性職員登用のための意識啓発及びキャリアデザイン支援の観点から、「女性キャリア支援研修」を実施し、また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

《主な取組》**計画の推進体制への取り組み**

計画の進捗管理と評価の仕組みづくりへの取組として、計画の第5次の年次報告書や事業について、毎年、男女平等推進審議会から提言を受け、提言内容を全庁に周知しフィードバックすることで事業等の見直しに努めています。また、審議の中で出された質問・意見に、関係各課が回答することで問題意識の共有を図っています。

【まとめ・今後の課題】

- 男女共同参画社会の実現に向け、市は男女共同参画の必要性を認識し、職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、職員に対して政策・方針決定過程への女性の参画をはじめ、庁内における男女平等の推進を図ってきました。職員向けに行ったアンケート調査結果を参考にしながら、今後も、男女ともに働きやすい職場づくりや、行動計画の実効性を高めるよう進捗管理と計画的な推進に努めます。

■市民参加による推進事業事例

＜こがねいパレット＞

昭和52年(1977年)に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年(1987年)には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年(2001年)に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

＜情報誌「かたらい」＞

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年(1988年)に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年(2000年)には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

＜多摩3市男女共同参画共同研究会＞

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成25年度から平成29年度の5年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成30年度から令和2年度の3年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動を締め括りました。

＜「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援＞

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年(2003年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代をつなぐ—』、平成18年(2006年)に『聞き書き集 小金井の女性たち—時代を歩む—』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

＜市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）＞

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年（1996年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「（仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会」において、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第5次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」とワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとしてさまざまな取組を進めてきました。

1つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

2つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、在宅による家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組みとして、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していく必要があります。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、男女平等意識の醸成を図り固定的性別役割分担意識の解消、多様な性のあり方や性にとられない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待、性犯罪等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野に参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になるよう支援に努めます。

また、小金井市特定事業主行動計画に基づき、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き庁内の男女共同参画を推進します。

3 計画の体系

次期計画(案)		
基本目標	主要課題	施策の方向
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1)人権・男女平等の意識改革の推進
		(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重
		(3)多様性への理解の推進
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1)教育の場における男女平等教育の推進
		(2)生涯を通じた男女平等教育の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (小金井市配偶者暴力対策基本計画)	(1)配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり
		(2)被害者支援の推進
		(3)相談・連携体制の整備・充実
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1)女性のライフステージに応じた健康づくり
		(2)性差や年代に応じた心と体の健康づくり
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)各家庭の状況等に応じた支援
(2)自立した生活への支援		
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1)育児支援体制の整備
		(2)男性の家庭・地域活動への参画促進
		(3)介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり
(2)働く場における男女平等の推進		
3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1)女性の就労に関する支援	
4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進	
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1)市民参加・協働による事業展開
	3 推進体制の充実・強化	(1)庁内の男女平等の推進
(2)計画の推進体制の強化		

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1

人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

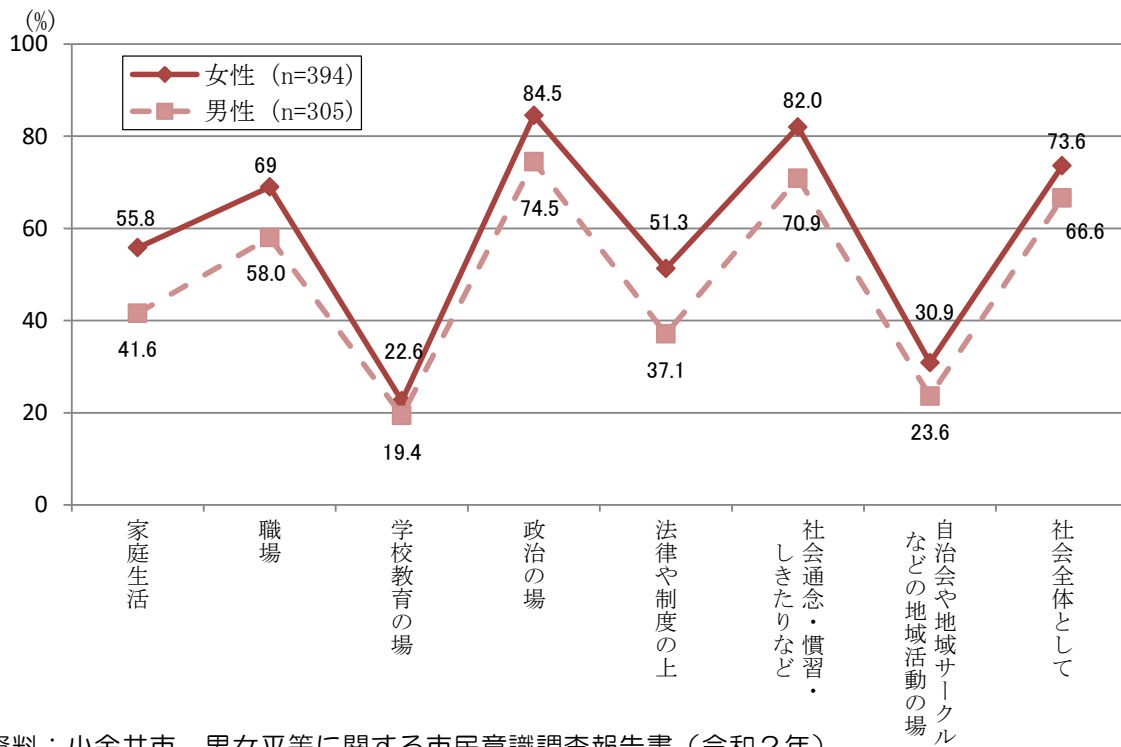
人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

本市ではこれまで情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における「男性優遇」の評価は、男女とも7割以上、「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

また、令和2年2月ごろより日本国内においても感染が広がり始めた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、外出自粛や休業等が余儀なくされた結果、家事や子育て、介護等の負担が女性に集中してしまう傾向がみられました。「新たな日常」の構築が求められるなか、今後の事態を見極めながら対応していくことが求められます。

こうした状況をふまえ、今後もさまざまな媒体や機会を通じて、人権尊重・男女平等意識の普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりに意識が浸透するよう、取り組むことが必要です。

各分野における《男性優遇》の割合



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

施策の方向（１）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革を進めるため、講演会等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開していきます。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	担当課
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間意識啓発事業用リーフレット（市民及び小中学校教職員配布用）の作成 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布 	<p>広報秘書課 児童青少年課</p>
2	男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	<p>男女平等都市宣言・男女平等基本条例など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・配布 ・新成人向け啓発資料の作成・配布 ・男女共同参画シンポジウム等を通じた男女平等基本条例等の周知 	<p>企画政策課</p>
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	<p>人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等 	<p>企画政策課 図書館</p>
4	情報誌「かたらい」の発行・周知	<p>市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」を発行し、市施設や市内医療機関等で配布するなど広く周知します。</p>	<p>企画政策課</p>

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
5	人権に関する講演会等の開催	<p>人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、女性の人権や多様な性への理解などさまざまな人権をテーマに講演会等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演会の開催 ・人権啓発物品の配布 	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	企画政策課

施策の方向（２）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別等に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、尊厳が守られるよう、人権尊重の視点に立ち、メディアや刊行物等への配慮や人権を尊重する環境づくりに努め、男女共同参画の基盤づくりに進めます。また、国際交流等を通じて互いの文化と人権を尊重する多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	担当課
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。	企画政策課
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。	指導室
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知するとともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。 ・市ホームページにおける手引きの周知 ・職員研修等庁内における手引きの周知 ・男女平等の視点を取り入れ、男女のバランスに配慮した市報等の発行	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。	企画政策課
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の苦情・相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 ・人権・身の上相談、市民相談 ・女性総合相談	広報秘書課 企画政策課

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	担当課
13	人権・平和に関する講演会等の開催	人権・平和に関する映画会や講演会等を開催します。さまざまな視点から市民により広く周知、啓発していくことで、多文化共生への理解を図ります。	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。 ・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等 ・生活日本語教室、国際理解講座等	コミュニティ文化課 公民館

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様性を理解し、偏見や差別等が解消されるよう、多様性に関する研修会を実施し、多様な性自認や性的指向への理解の促進を図ります。

施策① 多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	担当課
16	パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領書等発行する制度を運用します。	企画政策課
17	多様性に関する研修会等の実施	多様性の理解と支援の促進のため、市職員等を対象にした研修等を実施します	企画政策課

主要課題 2

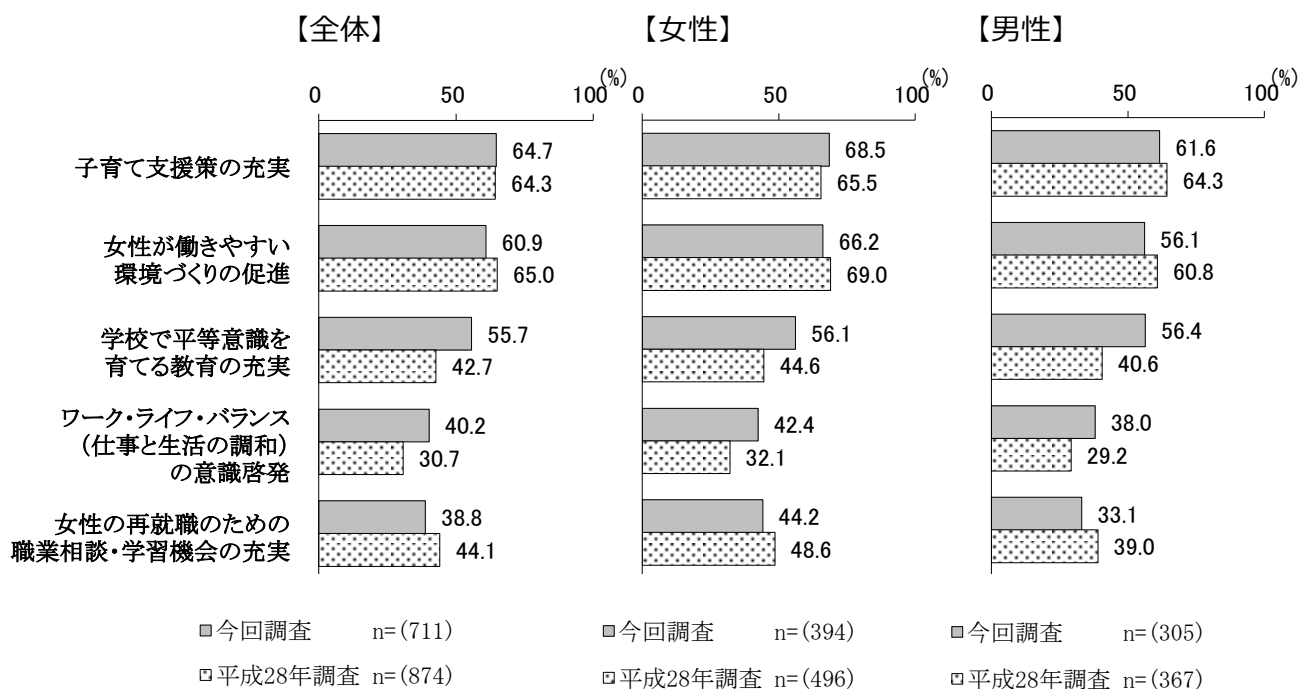
男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性や年齢に関係なく、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識していることが重要です。その点において大きな役割を果たすものが教育や学習です。学校や家庭、地域での教育・学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行う必要があります。

令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。また、平成28年に実施した同調査との比較では、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が高い結果となりました。このことから、男女共同参画を推進するうえで、男女共同参画の視点に立った子育てや教育の取組が求められていることがうかがえました。

幼少期における教育は、男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進していきます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや時代に即した、男女共同参画に関する学びの機会を提供していくことが必要です。

男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策(上位5位)



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じた男女共同参画について理解する教育をすすめ、個々の人格や人権を尊重し合える心を育てていきます。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
18	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	職員課 指導室
19	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。 ・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育 ・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育 ・個々の能力に応じた進路指導	指導室

施策の方向（２）生涯を通じた男女平等教育の推進

人生100年時代をまえに、だれもが生涯にわたり、男女共同参画に対する理解を深め、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、家庭や地域に向けて学習機会の充実に努めます。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
20	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だち作りへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。 ・平日コース及び土曜日コースの実施	健康課
21	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だち作りへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
22	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	担当課
23	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえたさまざまな講座や学習機会を提供します。	公民館
24	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市職員派遣による出前講座 ・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催 	生涯学習課 公民館

主要課題 3

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

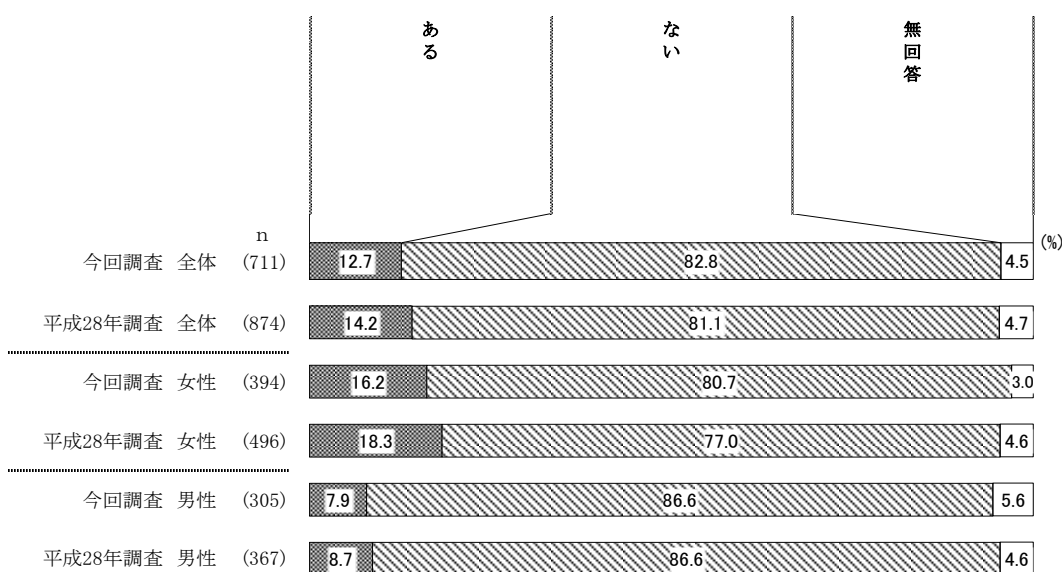
しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を平成22年(2010年)に策定し、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、その根本である命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。

令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、DVの被害経験は、「ない」が、全体、性別でみても8割以上と高く、平成28年に実施した同調査と比較しても大きな差異はみられませんでした。しかし社会全体では、デートDV^{※1}など若年層に広がる暴力被害も問題となっており、若年層を含めたより広い世代への対応が求められる状況です。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力を防止していくための啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制や安全を確保する保護体制の充実を図り、関係機関と連携して被害者が早期に支援を受けられる体制づくりに努めます。

DVの被害経験



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

※1 デートDV
結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

施策の方向（１）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという意識が市民に浸透するよう、あらゆる暴力を未然に防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、早期発見に向けた体制の強化に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	担当課
25	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。 ・DV相談カードの配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせた啓発パネルの展示	企画政策課
26	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配付し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	企画政策課
27	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	各種健診、訪問・相談事業などさまざまな機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	健康課 子育て支援課 (関係各課)

施策② 若い世代への啓発・教育の推進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
28	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラムを活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	指導室
29	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。 ・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発 ・成人式におけるDV相談等の案内配付	企画政策課

施策の方向（２）被害者支援の推進

被害者の安全を確保し、自立・生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含めた家庭に対する心理的ケアに配慮した支援など、庁内・外の関係機関との連携を強化し切れ目のない支援に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
30	被害者の安全確保のための関係機関との連携	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	企画政策課 (関係各課)
31	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV等被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
32	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	企画政策課 (関係各課)
33	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。 ・保育に関する支援 ・就学等に関する支援	保育課 学務課 指導室 (関係各課)

施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実、窓口に関する情報の周知を進めるとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう取り組み、相談機能や連携体制の充実を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を引き続き進めていきます。

施策① 相談体制の整備・充実強化

No	事業名	事業内容	担当課
34	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面しているさまざまな悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	企画政策課
35	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	企画政策課
36	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。	企画政策課 (関係各課)

施策② 連携体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
37	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた警察等関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	企画政策課 (関係各課)
38	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	国・東京都等の情報誌等を活用し、他自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集します。	企画政策課

主要課題 4

ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、DVと並び男女共同参画社会の形成を阻む一因です。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるもので、社会的に許される行為ではなく、その防止と支援に向けた取組が求められます。

また近年はスマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、様々な個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっています。

全国的にみると児童虐待の通告児童数の推移は年々増加傾向にあることから、関係機関とのネットワークを強化する必要があります。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや各種ハラスメント、虐待等の行為に対して、適切な対応・支援体制が引き続き重要となります。

施策の方向（1）ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントやストーカー、虐待等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実をすすめていきます。

施策① ストーカーやセクシュアル・ハラスメントの防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
39	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	企画政策課 市民課 (関係各課)
40	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。 ・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施 ・人権・身の上相談の実施 ・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課 広報秘書課 (関係各課)

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	担当課
41	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	<p>児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、権利擁護に関する啓発 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・障害者虐待防止センターの運営 	<p>子育て支援課 介護福祉課 自立生活支援課</p>

主要課題 5

生涯を通じた心と身体 の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に、女性は妊娠や出産を含め、生涯を通じて男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。このような女性特有の健康問題に対して支援していくとともに、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)は、このような視点に立った概念であり、女性だけでなく、社会全体の理解を深めることが重要です。

また、生涯を通じて健康な心身を維持することは、自立した生活を営んでいくうえで欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが、健康で安全な暮らしを続けられるよう、食生活やスポーツなどを通して、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを応援していく必要があります。さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加などの課題についても、引き続き支援するとともに、相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

施策の方向 (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	担当課
42	各種健(検)診、保健指導等の充実	妊婦に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。 ・妊婦健康診査 ・超音波検査、子宮頸がん検診	健康課
43	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
44	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供に努めます。	企画政策課

施策の方向（２）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、各年代に応じた心と体の健康づくりを支援するとともに、健康と性に関する啓発と学習機会を提供していきます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	担当課
45	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。 ・特定健診、特定保健指導 ・集団健康診査 ・各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等） ・骨粗しょう症検診	保険年金課 健康課
46	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	健康課
47	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	健康課
48	医療機関等との連携	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する初療施設を確保します。	健康課
49	食育の推進	「食」を通じた生活の質の向上を図ることを目的として、栄養個別相談や栄養集団指導を実施します。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
50	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。 ・メンタルチェックシステムの活用 ・ゲートキーパ養成研修 ・相談先の周知	健康課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	担当課
51	成人を対象とした健康教育の実施	ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、各種健康教育を実施します。 ・糖尿病予防教室 ・骨粗しょう症予防教室 ・メタボリックシンドローム予防教室	健康課
52	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力をを行います。	健康課
53	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	指導室

主要課題 6

様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

晩婚化、未婚化、高齢者人口の増加などの社会状況の変化により、単身世帯やひとり親世帯が増加し、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等、生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。

仕事や家事・子育ての負担や経済的な負担がひとり親家庭ではより大きくなり、子育ても仕事もすべて一人で抱え、不安定な形態での就労を余儀なくされるケースが多くなっていると言われています。

一人ひとりが地域社会の一員として、心豊かな暮らしを実現することや支援を必要とする人が、安心して相談でき、必要な支援に繋がられるよう取組を進めていく必要があります。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱える家庭等に対し、各家庭のニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	担当課
54	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や各種訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	子育て支援課
55	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	子育て支援課

施策の方向（２）自立した生活への支援

ひとり親家庭等をはじめ、様々な困難を抱える家庭が地域で自立し、安心して生活ができるよう、相談機関の周知や連携を進めるとともに、相談支援体制の充実・強化に努めます。

施策① 各種相談支援の実施

No	事業名	事業内容	担当課
56	生活困窮者自立相談支援事業の実施	小金井市自立相談サポートセンターにおいて、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	地域福祉課
57	「女性総合相談」の充実（No.34 再掲）	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	企画政策課
58	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	さまざまな問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	子育て支援課
59	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種相談支援を行い、市民の苦情・相談を受け付けます。また、必要に応じた相談機関の周知等相談支援の充実に努めます。	広報秘書課
60	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	「福祉総合相談窓口」において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、総合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	地域福祉課

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題 1

家庭における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

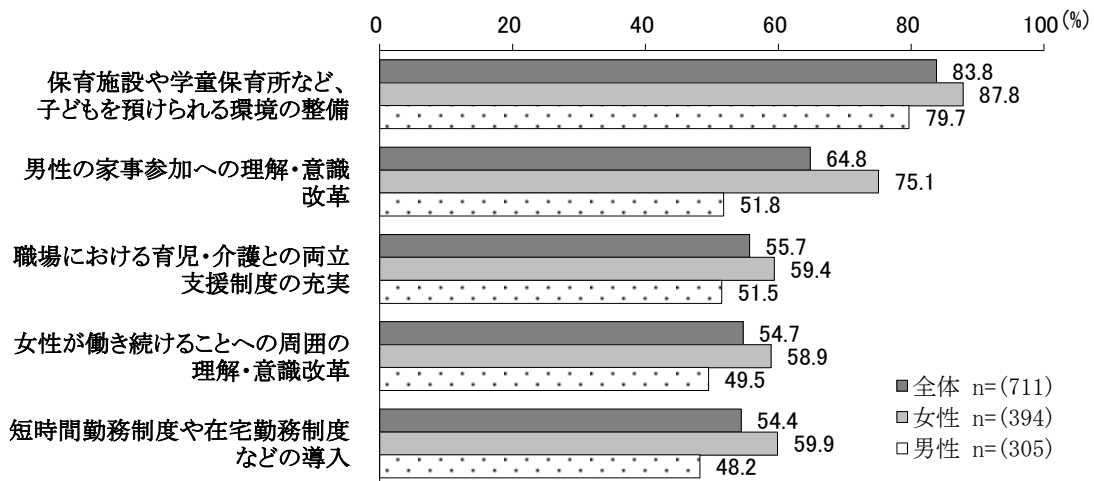
女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化にもかかわらず、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にも現れています。

本市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきましたが、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性の就労継続のために必要なことでは「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が男女とも依然として高い割合を占めています。また、男性の家事・育児の参加をあたりまえと思う割合が高くなっていますが、依然として女性が家事に時間を割いている時間が多い状況がうかがえます。

さらに、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする家族の介護離職も依然として課題となっています。

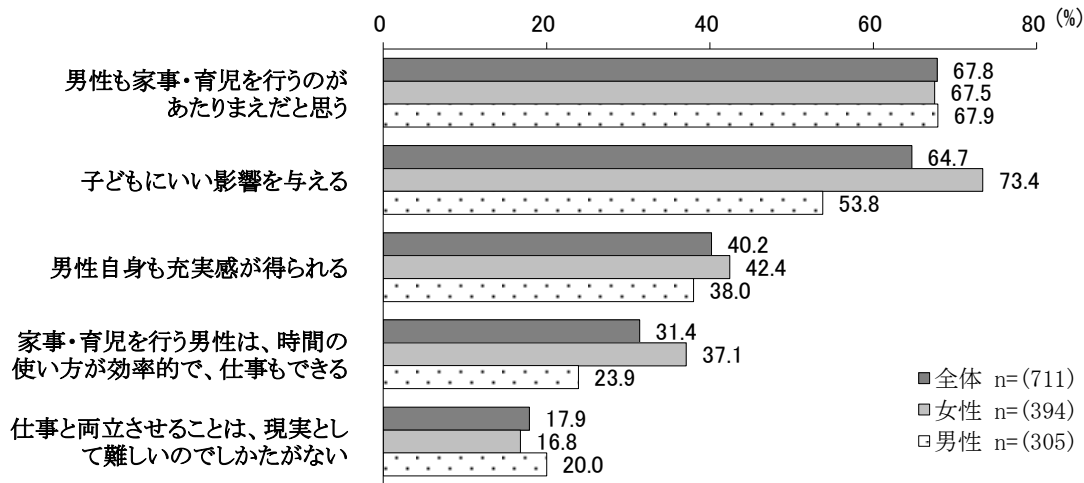
男女が共に家事・育児・介護等を担いながら、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、労働環境の改善とともに、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見の解消が必要です。男性の意識改革に加え、男性も家事・育児・介護等に積極的に取り組めるよう、周囲の理解と、職場等の意識変革も含めた環境づくりが求められます。

女性の就労継続のために必要なこと（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

男性の家事・育児の参加について（上位5位）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

～ 表を検討中です ～

施策の方向（１）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実と情報提供をすすめていきます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	担当課
61	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	待機児童解消に向けた保育施設の整備の他、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。	保育課
62	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	児童青少年課
63	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。 ・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導 ・援助の必要な家庭を対象とした訪問相談や各種訪問支援	健康課 子育て支援課
64	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。 ・子ども家庭支援センター「親子あそびひろば」 ・児童館「子育てひろば事業」、学童保育所「学童ひろば」	子育て支援課 児童青少年課
65	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	生涯学習課

No	事業名	事業内容	担当課
66	子育てに関する情報提供・相談の充実	<p>育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談 ・子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育て講座他 ・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座 	健康課 子育て支援課 保育課

施策の方向（２）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革を図ることや、男性自身が子育てや介護の知識を持つことにあわせ、パートナーと共に子育てを楽しみながら、情報交換できる仲間づくりを進めます。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
67	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児に関する知識をパートナーにも知ってもらうため、母子手帳の交付とともに「父親ハンドブック」を配布します。	健康課
68	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。 ・両親学級 ・エンジェル教室・カルガモ教室	健康課 子育て支援課
69	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促進します。 ・子ども家庭支援センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進 ・児童館の子育てひろば	子育て支援課 児童青少年課
70	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	担当課
71	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	公民館
72	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	生涯学習課

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者等の介護における役割を担うとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	担当課
73	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。 ・地域包括支援センターによる相談対応 ・高齢者福祉のしおりの発行 ・介護サービス利用ガイドブックの発行	介護福祉課
74	障がい福祉サービスの推進と相談支援	障がい者の自立と社会参加を支援するため、さまざまな相談に応じた助言や指導等を行い、障害福祉計画に基づく障害福祉サービスの適切な提供に努めます。	自立生活支援課
75	家族介護者への支援の充実（No.70 再掲）	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	介護福祉課

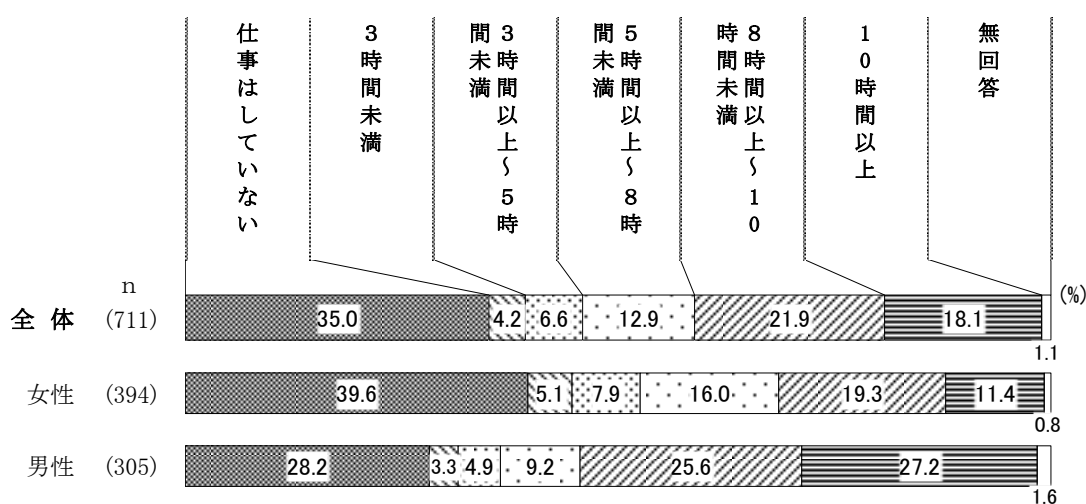
働く場における男女共同参画の推進（小金井市女性活躍推進計画）

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働や男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる問題は多くあります。令和2年に実施した市民意識調査の結果をみても、仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で30.7%、男性で52.8%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.2%と高く、長時間労働の傾向があります。しかし、生活における優先度の理想をみると、理想の生活の優先度は、男女とも『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい」が比較的高くなっています。

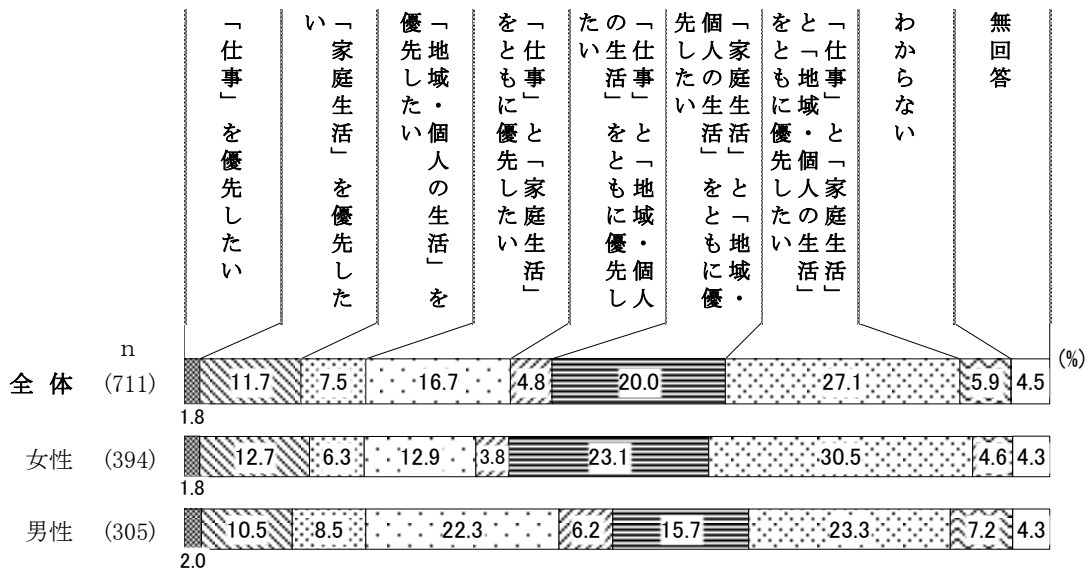
人生100年時代をまえに、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりを視野に入れながら、一人ひとりが働きやすく、自らの能力の向上や活躍をめざすことができる社会に向けワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図っていきます。

仕事に携わる時間



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

生活における優先度（理想）



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民、事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、各種制度の普及、啓発等により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

施策① だれもが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
76	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等さまざまな場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	企画政策課 （関係各課）
77	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、さまざまな場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	経済課

施策の方向（２）働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行うとともに、事業所の主体的な取組を促します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	担当課
78	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・メンタルチェックシステムの活用 	経済課 (関係各課)
79	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。 ・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用 ・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布 	企画政策課 経済課
80	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	管財課

主要課題3

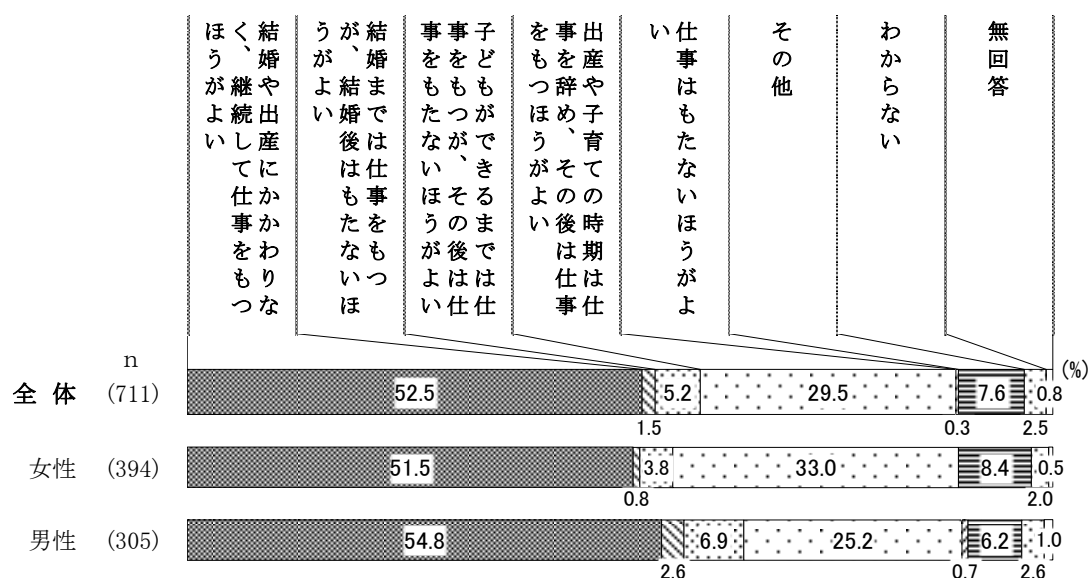
女性の活躍と多様な働き方への支援（小金井市女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、重要な意義を持っています。

しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数を超えていて、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。

様々な生き方、働き方があることを前提に、各人が自らの希望により就業形態を選択し、能力を十分に発揮することができるよう、就業、起業等においても、女性が活躍できるよう支援をすすめる必要があります。

女性が仕事を持つことに対する考え



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職、再就職、起業等を希望する女性に対し、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。また、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	担当課
81	女性のための就職支援講座	就労を希望している女性に対し、東京しごとセンター多摩と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	企画政策課
82	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	経済課
83	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	経済課

No	事業名	事業内容	担当課
84	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	経済課
85	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人材育成や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

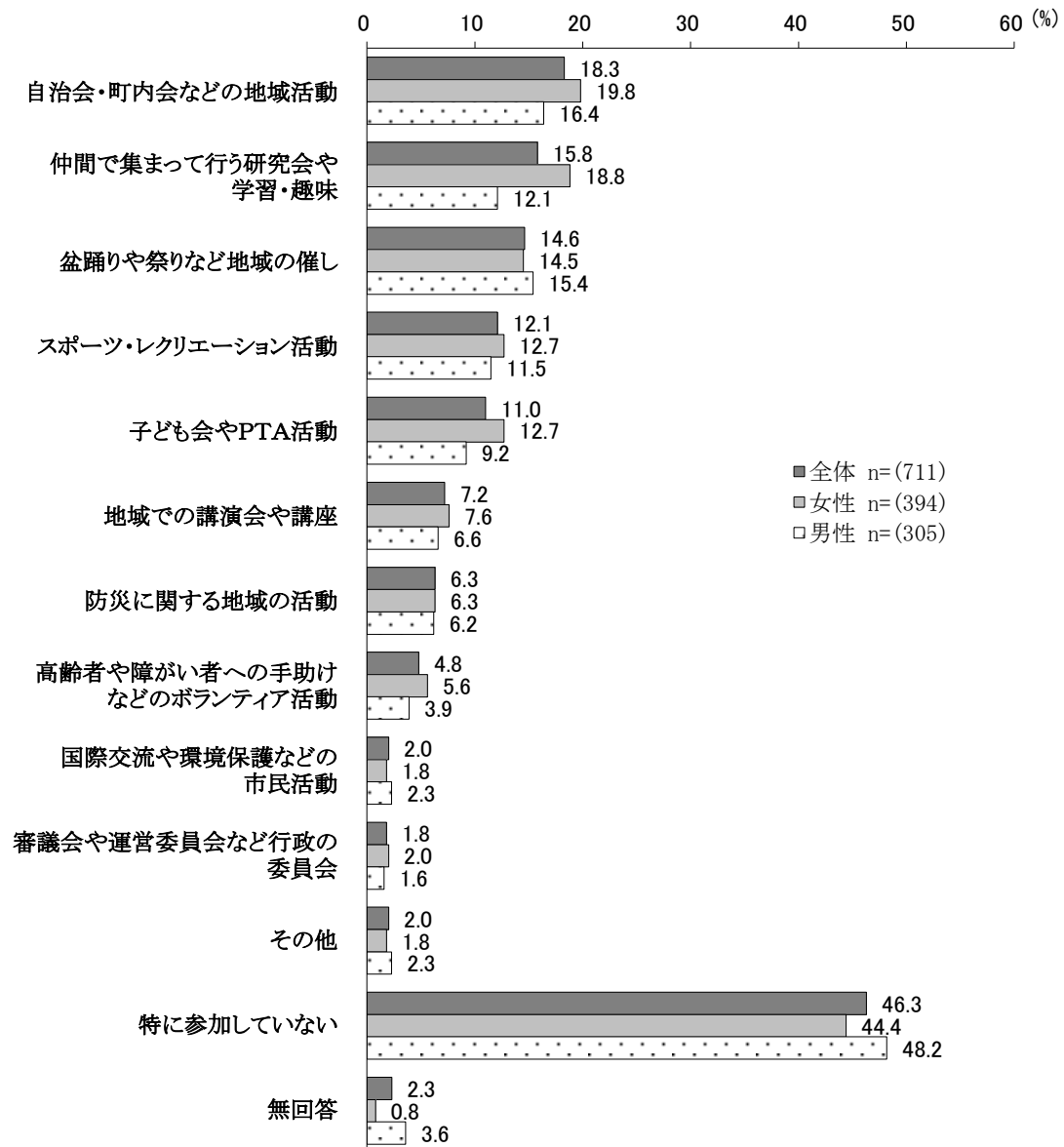
No	事業名	事業内容	担当課
86	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	経済課
87	家族経営協定の締結促進	家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	経済課
88	商工会等との連携	経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	経済課

市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが必要です。

しかし、令和2年に実施した市民意識調査の結果をみると、地域活動の参加状況は男女とも「特に参加していない」が最も高く、参加している活動をみると、おおむね女性が男性よりも高くなっている傾向にあります。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、女性のエンパワーメントに注力していくことや、また地域活動に関する情報提供や団体育成及び活動の場の提供などにより、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、引き続き参画を促進することが必要です。

地域活動の参加状況



資料：小金井市 男女平等に関する市民意識調査報告書（令和2年）

施策の方向（１）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、地域での男女共同参画の意識を深め、自治会長など地域リーダーへの女性の起用を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	担当課
89	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共催して講演会を実施します。	コミュニティ文化課
90	青少年のための各種教室等の開催	青少年を対象としてスポーツや科学の楽しさや学ぶ楽しさを伝えるため、各種教室、催事等の開催を支援します。 ・スポーツ教室の実施 ・科学の祭典の開催	生涯学習課
91	各地域活動団体への支援	高齢者福祉や、環境、子育て支援、青少年健全育成など、さまざまな領域で活動する地域団体の活動を支援します。	介護福祉課 子育て支援課 児童青少年課 生涯学習課

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	担当課
92	国内研修事業への参加の促進	男女共同参画への市民参加を促進するため、国内研修事業への参加費用の一部を補助します。	企画政策課
93	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	児童青少年課

No	事業名	事業内容	担当課
94	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	<p>地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座 ・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会 	生涯学習課
95	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	コミュニティ文化課

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題 1

政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平・公正に反映させることができ、市民があらゆる分野において利益を享受することにつながります。

また、近年、国内各所で大規模な自然災害が発生しています。災害時は、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

社会は、多様化、複雑化しており、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。あらゆる分野の政策・方針決定過程への男女の参画を引き続き促進します。

施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等に参画する女性委員の比率の向上に取り組めます。また、地域と行政が一体となって課題解決を図るために防災・防犯などの分野において、男女がともに参画し、活躍できるよう取り組んでいきます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
96	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的の実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	企画政策課
97	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	防災・防犯分野における審議において、さまざまな意見を得られるよう男女の偏りが無いよう配慮し、審議会委員等における女性比率の向上を図ります。また、男女双方の視点に配慮した防災・防犯対策を推進します。	地域安全課

98	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	職員課 指導室
----	------------------------	---	------------

主要課題 2

市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策だけではなく、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体が課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的、主体的な活動をすることは重要です。

本市では、平成16年（2004年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、平成15年（2003年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を行えるよう、引き続き、市民参加と協働のもとに男女共同参画施策を推進していきます。

施策の方向（1）市民参加・協働による事業展開

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	担当課
99	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	企画政策課

No	事業名	事業内容	担当課
100	市民や市民活動団体等との連携	<p>市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動するさまざまなNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行 ・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施 ・提案型協働事業の実施 ・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施 	企画政策課 コミュニティ文化課 職員課

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	担当課
101	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りが無いよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	企画政策課
102	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称)男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	企画政策課
103	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	企画政策課

主要課題 3

推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な分野に関わるものです。そのため、市民、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体と連携して、それぞれの持つ資源やノウハウを活用し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあいつつ、取り組む必要があります。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進めていくことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づいて、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。本市職員の男女共同参画の推進状況については、管理職者に占める女性の割合は16.9%（令和2年4月1日現在）となっており、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に今後も努めていく必要があります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画について理解し、意識をもちながら日々の仕事に取り組み、男女共同参画のさらなる推進にむけて、庁内の連携を充実させることで、有効的かつ総合的な計画の推進体制の確立を図ります。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、庁内関係部署と連携し庁内の環境づくりを進めます。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	担当課
104	働きやすい職場環境の整備	だれもが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	職員課 指導室
105	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	職員課

施策の方向（２）計画の推進体制の強化

本計画を着実に総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進等に取り組むとともに、事業の進捗状況について定期的に点検・調査し、改善の要否を検討するなどの進行管理を適切に行います。また、「男女平等推進審議会」の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けて計画の推進に取り組めます。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	担当課
106	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	企画政策課
107	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	企画政策課
108	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。 ・進捗状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
109	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	企画政策課

市民懇談会の概要について

- 1 日 時 11月3日(火)午後2時～午後4時
市民会館 萌え木ホール 商工会館3階
(要事前申込。市広報・市HPへの情報掲載)
※保育士、手話通訳あり
- 2 内 容 ①素案の説明 ②質問・意見聴取
- 3 主 催 男女平等推進審議会
- 4 参加人数 20人程度
- 5 進め方
 - (1) 市民懇談会の開催趣旨説明
 - 素案についての説明及び周知を主な開催趣旨とし、意見は今後の審議の参考とする。
 - 意見は、挙手による発言及び意見用紙に記入しての提出(用紙を当日配布)をお願いする。

【留意点】

 - ・パブリックコメントではないので、出された意見への個別回答はしない。
 - ・意見に対し発言の趣旨、理由、方策等を伺う。
 - ・聴取した意見は、今後審議する際の参考とする。
 - (2) 資料説明
 - 素案について審議会を代表して会長が説明
 - (3) 質疑応答
 - 素案の内容及び審議会での議論の経過等の質疑応答
 - 素案への意見聴取(意見用紙の提出も可。ただし個別回答はしない。)
 - 回答は委員、市職員、コンサルタントが行う。
(分担は、審議会での検討経過は委員、市の取組は市職員、法制度・掲載データ説明はコンサルタントとする。)
 - (4) 今後の予定等
 - パブリックコメントの実施(12月中旬～令和3年1月中旬)
 - パブリックコメント意見に対する回答時期(令和3年2月予定)の説明
※市HP等での公表による回答(個別の回答は行わない。)
 - パブリックコメント後の計画策定に関する予定の説明
 - (5) スケジュール(案)

14:00	開会		全体進行：企画政策課
14:00	挨拶・趣旨説明	【10分】	佐藤会長
14:10	委員自己紹介	【10分】	(出席委員)

14：20 素案説明 【30分】 佐藤会長
14：50 質疑応答 【30分】 進行：倉持副会長
15：40 今後の予定等説明 【5分】 企画政策課
15：45 閉会挨拶 【5分】 佐藤会長
15：50 閉会 ※意見用紙の提出を受付（企画政策課）

(6) 配布資料

①素案 ②概略 ③意見用紙

(7) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として

参加者はマスク着用や手洗いうがいの徹底を図り、受付で参加者の氏名と連絡先を確認し、体調を把握するため受付で検温を行う。

小金井市
第6次男女共同参画行動計画策定に向けた
市民懇談会

(案)

令和2年11月3日
小金井市男女平等推進審議会

はじめに

この懇談会は、市の男女共同参画施策を推進するための第5次男女共同参画行動計画が期間終了に先立ち、令和3年度から始まる(仮称)第6次男女共同参画行動計画について、市長から諮問を受けた小金井市男女平等推進審議会が、審議を重ね作成した素案について、市民の皆さまへご説明し、理解を深めていただくとともに、広くご意見を伺うため開催するものです。

① 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

- ✓ 小金井市では、「男女平等都市宣言」や「小金井市男女平等基本条例」の制定、5次にわたる「男女共同参画行動計画」の策定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。
- ✓ しかしながら、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識のほか、配偶者等からのさまざまな形での暴力、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様性に関する理解、政策・方針決定過程への女性の参画率のさらなる向上など取り組まなければならない課題は多く、それらに対応する法律の制定や改正も行われています。
- ✓ 新たな法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「（仮称）小金井市第6次男女共同参画行動計画」を策定します。

男女共同参画社会とは

すべての市民が個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、男女が均等に利益を享受し、かつ、責任を分かち合う社会

（小金井市男女平等基本条例第2条）

平成11(1999)年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」において、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。

② 男女共同参画をめぐる近年の動き

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（H30.5公布・施行）

<基本原則>

- 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

<区市町村の役割>

- 地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。
- 国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。
- 人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

女性活躍推進法（H27.9施行）

<基本原則>

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

<区市町村の役割>

- 当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。
- 地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進する。また、女性やその家族からの相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

《基本方針の変更（R1.12）》

- ・ 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記
- ・ 中小企業における行動計画の策定の促進への追記

② 男女共同参画をめぐる近年の動き

配偶者暴力防止法（H13.10施行）

《基本方針の変更（R2.3）》

- ・ 児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化。

※その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化

婦人保護事業運用面における見直し方針（R1.6 とりまとめ）

<見直し方針>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 他法他施策優先の取扱いの見直し● 一時保護委託の対象拡大と積極的活用● 婦人保護施設の周知・理解、利用促進● 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し● 広域的な連携・民間支援団体との連携強化 | <ul style="list-style-type: none">● SNSを活用した相談体制の充実● 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充● 児童相談所との連携強化等● 婦人保護事業実施要領の見直し● 母子生活支援施設の活用促進 |
|--|---|

② 男女共同参画をめぐる近年の動き

東京都男女平等参画推進総合計画（H29.3策定）

<基本理念>

- ①男女が、性別により差別されことなく、その人権が尊重される社会
- ②男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会
- ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

<重点課題>

- 働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進
- 働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
- 地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（R1.12策定）

<基本方針>

- ①声を上げられない当事者に寄り添い、
- ②多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、
- ③オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。

<施策の柱>

- ①相談・支援体制の充実
- ②啓発・教育の推進
- ③職員理解の推進
- ④庁内外の取組の推進

《課題認識》

- ・当事者の多くが誰にも相談ができず、一人で悩みを抱え、人間関係を含む社会資源から孤立しがち
- ・当事者は見えにくい存在であるため、周囲の意識が変わりにくく、困り事の解決が困難
- ・性自認及び性的指向に関する施策を推進していくため、都民一人ひとりの理解を得ていくことが重要

③ 計画の位置づけ

男女共同参画計画・DV対策基本計画および女性活躍推進計画の3計画を一体的に策定

	男女共同参画計画	女性活躍推進計画	DV対策基本計画
根拠法	男女共同参画社会基本法	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
内容	男女共同参画を推進していくための施策の基本的方向や具体的な内容を定める計画	女性の職業生活における活躍を進めるための計画 ・推進計画 ・事業主行動計画	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る計画
国	第4次男女共同参画基本計画 H27.12策定 (10年間を見越した方針と5年間の実施計画)	基本方針 H27.9 閣議決定 (女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針)	基本方針 H25.12策定 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針)
都	東京都女性活躍推進計画(東京都男女平等参画推進総合計画) H29年3月策定		東京都配偶者暴力対策基本計画 (東京都男女平等参画推進総合計画) H29年3月策定
市	第5次男女共同参画行動計画 計画期間：H29年度～R2年度		
	-	(市町村女性活躍推進計画)	(市町村配偶者暴力対策基本計画)

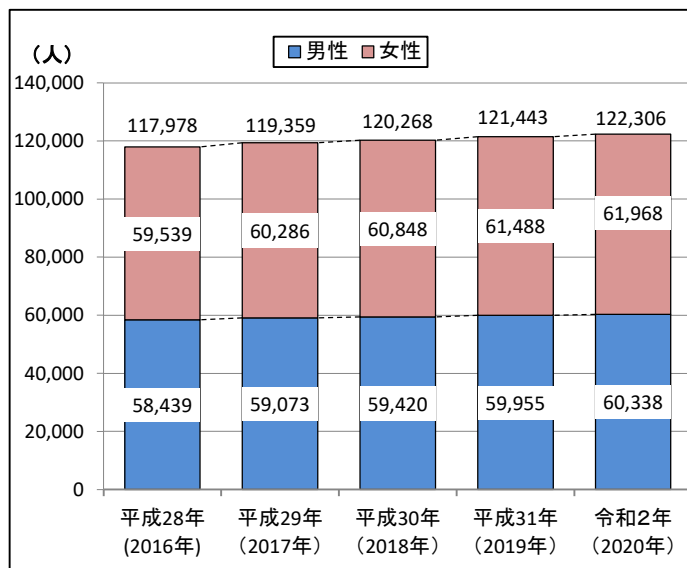
(仮称)第6次男女共同参画行動計画
【計画期間：令和3～令和7年度】

4 市の現状

人口

市の人口は増加傾向にあり、令和2年1月1日現在、122,306人となっています。

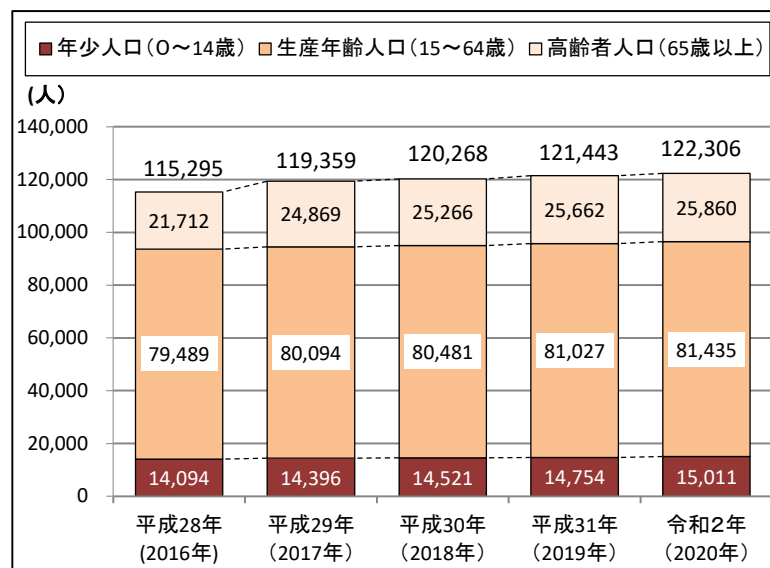
男女別にみると、男女の差は年々増加しており、平成31年以降は女性が1,500人以上多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

年齢構成

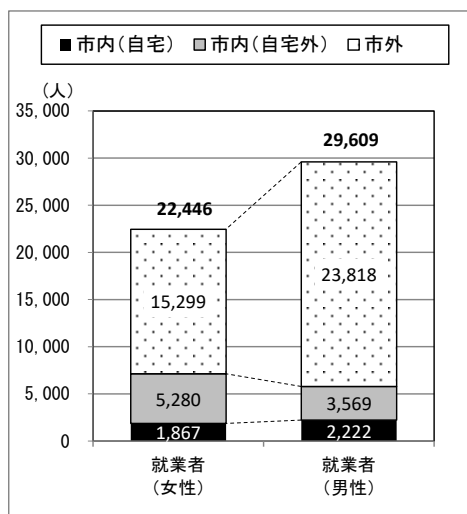
年齢3区分別人口の推移をみると、令和2年現在、年少人口は15,011人、生産年齢人口は81,435人、高齢者人口は25,860人となっており、平成28年からどの年代もおおむね増加傾向がみられます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

就業状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は22,446人、男性就業者は29,609人となっており、男性が女性よりも7,163人多くなっています。

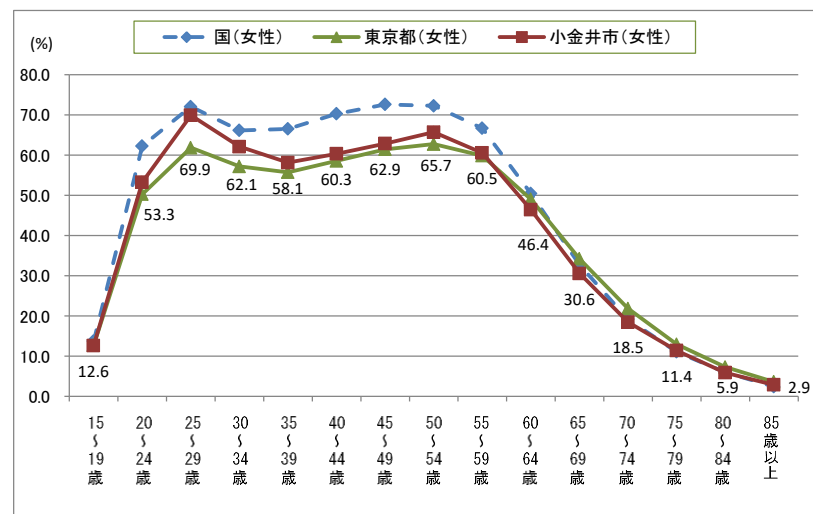


資料：国勢調査（平成27年）

女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を見ると、出産・育児期にあたる30歳代を中心に労働力率が減少するいわゆるM字型となっています。

市の女性の労働力率は東京都よりも高く、国よりも低い状況にありますが、25～29歳からの労働力率の減少の幅が国や東京都よりも大きくなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

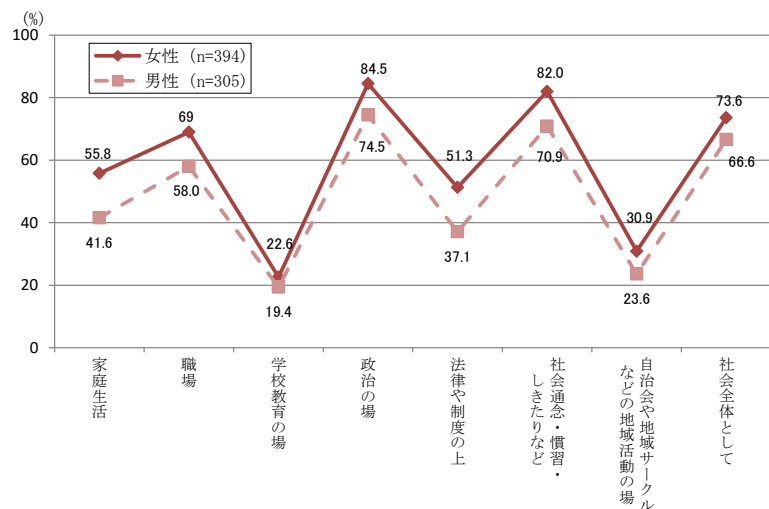
5 アンケート結果

【実施概要】 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
 調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）
 回収結果：711票/2,000票（有効回収率：35.6%）

男女平等観（各分野における《男性優遇》の割合）

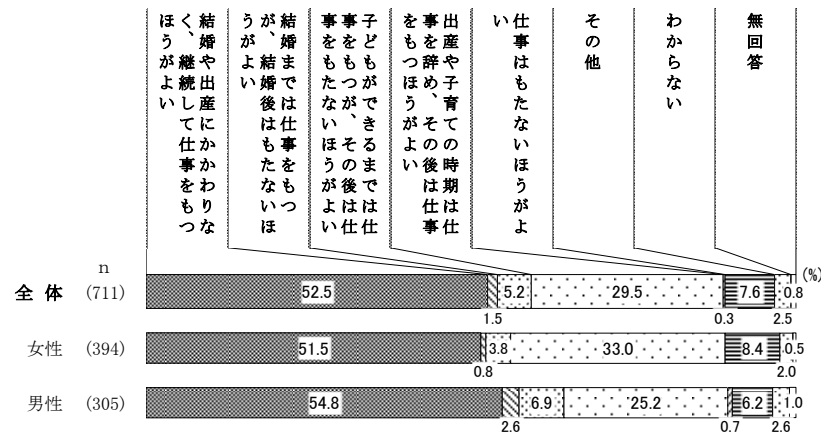
多くの場面で《男性優遇》という評価になっており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における《男性優遇》の評価は、男女とも7割以上、「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。

また、《男性優遇》はいずれの項目でも女性の方が多く、平等感には男女差が現れています。



女性と職業

男女とも「結婚や出産にかかわらず、継続して仕事をもつほうがよい」が半数を超えていて、女性が仕事を持つことに対する意識は高い傾向にあることが分かります。



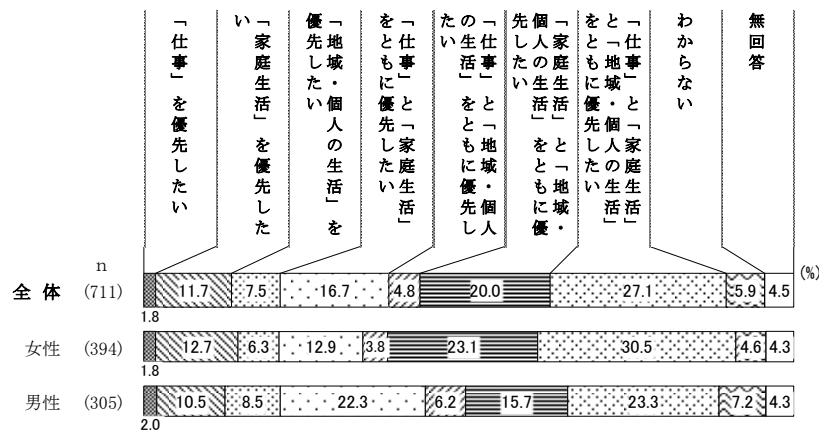
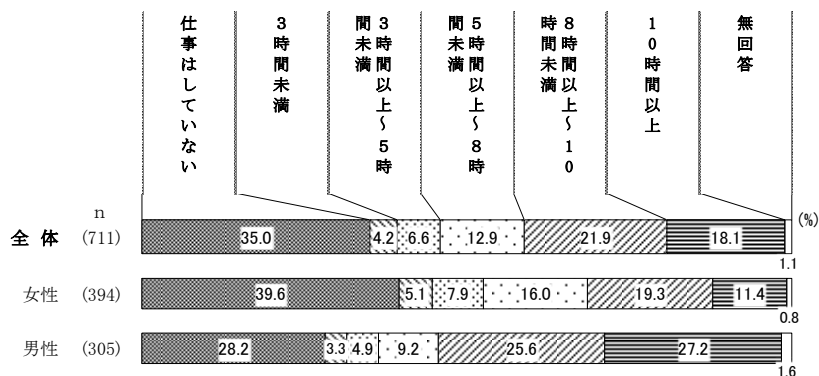
⑤ アンケート結果

【実施概要】 調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
 調査期間：令和元年10月1日（火）～10月15日（火）
 回収結果：711票/2,000票（有効回収率：35.6%）

ワーク・ライフ・バランス

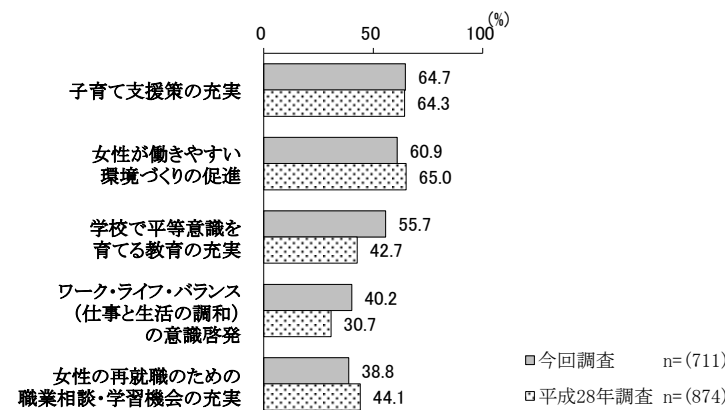
仕事に携わる時間は、8時間以上が女性で30.7%、男性で52.8%となっており、特に男性は「10時間以上」でみても27.2%と高く、長時間労働の傾向があります。

しかし、生活における優先度の理想をみると、理想の生活の優先度は、男女とも『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先したい』が比較的高くなっています。



男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策（上位5項目） ※経年比較

男女平等社会を実現するために重要だと思う市の施策は、「子育て支援策の充実」が高くなっています。また、平成28年に実施した同調査との比較では、「学校で平等意識を育てる教育の充実」が高い結果となりました。



人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

人権尊重

暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向や性自認等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画する社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)

少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組みとして、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

7 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向	
I 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の推進	
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実	DV防止 対策基本計画
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援	
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備	
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進	女性活躍 推進計画
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就労に関する支援	
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開	
	3 推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化	

⑧ 取り組みの内容

基本目標 1 人権が尊重され、多様性を認めあう社会をつくる

主要課題	取り組み内容
① 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進／講演会等の開催 メディア・刊行物等への配慮／人権尊重における相談対応の充実 多文化共生のまちづくり／多様性への理解の促進
② 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進／ 家庭における教育・学習の推進／地域・社会における教育・学習の推進
③ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見／若い世代への啓発・教育 ／安全確保と自立支援の実施／相談体制の整備・充実／連携体制の充実
④ ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実／ 虐待等の防止対策・支援等の充実
⑤ 生涯を通じた心と身体 の健康支援	母子保健事業等の推進／健康づくりの推進／健康と性に関する学習・啓発の 充実
⑥ 様々な困難を抱えた女性等 が安心して暮らせる環境の整備	支援が必要な家庭への各種サポート／各種相談支援の実施

※赤字は重点施策

⑧ 取り組みの内容

基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題	取り組み内容
① 家庭における男女共同参画の推進	地域での子育て支援体制の充実／男性の家事・育児・介護への参画促進／男性の地域活動への参画促進／高齢者・障がい者等への社会的支援の充実
② 働く場における男女共同参画の推進	誰もが働きやすい職場づくりの促進／雇用の場における男女共同参画
③ 女性の活躍と多様な働き方への支援	女性の就業支援・起業支援／農業・自営業等における男女共同参画の推進
④ 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	地域活動団体等の活動促進／地域における女性のエンパワーメントの拡大

※赤字は重点施策

⑧ 取り組みの内容

基本目標 3 男女共同参画を積極的に推進する

主要課題	取り組み内容
①政策・方針決定過程への 男女の参画	男女の市政参画の促進
②市民参加・協働による 男女共同参画の推進	市民や地域団体との協働／参画を促す環境づくり
③推進体制の充実・強化	市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備／計画推進体制の整備

※赤字は重点施策

おわりに

本日の市民懇談会のほか、今後、パブリックコメントも実施する予定です。ぜひ、その機会にもご意見をお寄せください。

～パブリックコメントについて～

●月●旬～ ●月●旬予定。

素案について、多くの皆さまからご意見をいただくため実施するものです。

詳しくは、市報●月号・市ホームページをご覧ください。

本日はありがとうございました。